

川西市中央北地区 P F I 事業 要求水準書 修正箇所

(青字：修正前、赤字：修正後)

修正箇所	修正前	修正後
P5 表	(市関連用地等処分業務) 平成 26 年度から平成 27 年度に矢印	(市関連用地等処分業務) 平成 26 年度のみ矢印
P10 表	(豊川橋山手線外 2 路線) 平成 26 年度のみ矢印	(豊川橋山手線外 2 路線) 平成 26 年度から平成 27 年度に矢印
P24 8 行目 ~	3 . 業務の範囲 PFI 事業者は、協定書の締結後、協定書、本要求水準書に基づいて、本事業地区内における特殊街路等(豊川橋山手線、せせらぎ遊歩道)の保守管理業務、清掃業務、外構・植栽等維持管理業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務、及び中央公園の保守管理業務、清掃業務、外構・植栽等維持管理業務を行うこと。	3 . 業務の範囲 PFI 事業者は、協定書の締結後、協定書、本要求水準書に基づいて、本事業地区内における都市計画道路等(豊川橋山手線、特殊道路 No. 1 ~ 4、及び区画道路 (No.3・6))の保守管理業務、清掃業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務、及び公園等(中央公園及びせせらぎ遊歩道南線・北線)の保守管理業務、清掃業務、外構・植栽等維持管理業務を行うこと。
P27 3 行目 ~	仕上げ材の性質等を考慮し、日常清掃、定期清掃を適切に組み合わせる作業を実施し、建物の美観と衛生性を保つこと。	仕上げ材の性質等を考慮し、日常清掃、定期清掃を適切に組み合わせる作業を実施し、施設の美観と衛生性を保つこと。
P27 上記の下	収集するごみの分別は、川西市の指定する方法にしたがって行うこと。	(青字箇所削除)
P29 1 行目 ~	(イ) 清掃業務 ・特殊街路等の清掃業務に同じ	(イ) 清掃業務 ・都市計画道路等の清掃業務に同じ
P32 1 行目 ~	(1 行欠落) 務は別途行うものとする。(本要求水準書「第 2 都市基盤施設に関する要求水準 ウ 公園整備業務 (ア)設計業務」参照のこと)	なお、市民ワークショップには、「設計企業」にも参加・助言いただき、実施設計業務は別途行うものとする。(本要求水準書「第 2 都市基盤施設に関する要求水準 ウ 公園整備業務 (ア)設計業務」参照のこと)
P42 1 行目 ~	(ウ)「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」に則った土地利用等の提案・実践業務 取得宅地について、協定書、業務計画書にしたがい、「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画(案)」(附属資料 2 参照)に基づいた土地利用等の提案を行うとともに、その実現化を	(ウ)「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」に則った土地利用等の提案・実践業務 取得宅地について、協定書、業務計画書にしたがい、「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画(案)」(附属資料 2 参照)に基づいた土地利用等の提案を行うとともに、集約都市開発事業の認定

	図ること。	申請()を行い、その実現化を図ること。 (赤字箇所追加)
P42 16行目～	(I)街区の整備等業務 上記の誘致施設に基づき、取得宅地における取得後の整備については、協定書、業務委託契約書にしたがい、提案に基づき、事業者の責任において実施すること。	(I)街区の整備等業務 取得宅地における取得後の整備については、事業者の募集時の提案に基づき、事業者の責任において実施すること。 (青字箇所削除)
P42 最終行		()集約都市開発事業の認定申請については、以下のホームページを参照のこと http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/eco-machi-manual.html (赤字箇所追加)